

緊急輸送道路等沿道建築物耐震改修等事業助成概要について

1 (目的)

地震発生時における建築物の倒壊による道路の閉塞を防ぎ、広域的な避難路及び輸送路を確保するため、中野区耐震改修促進計画に定めた緊急輸送道路等の沿道建築物の耐震補強設計及び耐震補強工事等に係る費用を助成することにより、当該沿道建築物の耐震化を促進し、もって災害に強い安全で安心なまちづくりに資することを目的とする。

2 (事業内容)

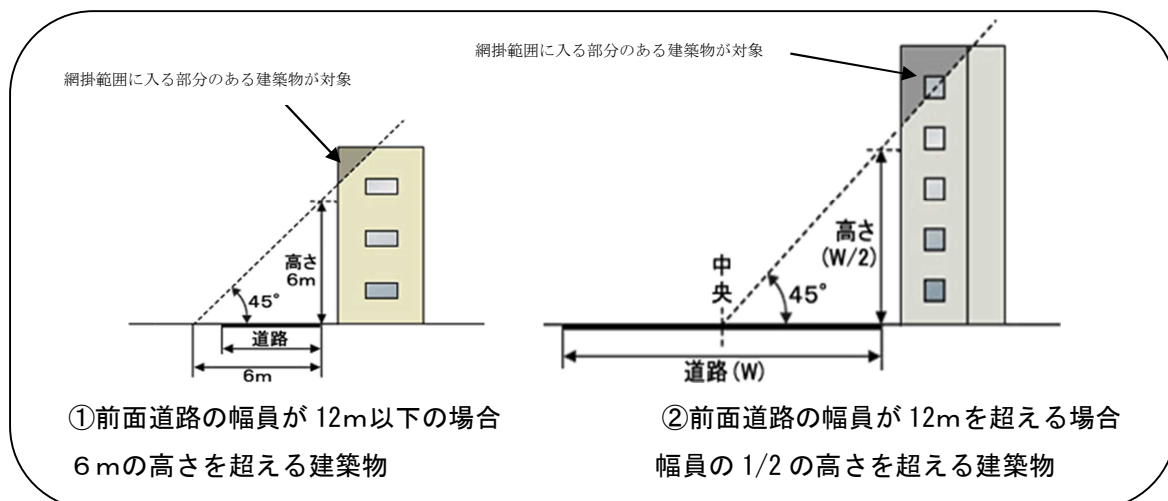
- (1)緊急輸送道路等沿道建築物耐震補強設計に関する事業
- (2)緊急輸送道路等沿道建築物耐震補強工事等に関する事業

3 (助成対象建築物)

次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 1981(昭和56)年5月31日以前に建築に着工したものであること
- (2) 耐火建築物又は準耐火建築物であること
- (3) 地階を除く階数が原則として3階以上であること
- (4) 耐震改修促進法第6条第3項第2号に掲げる建築物(倒壊により前面道路をふさぐ可能性のある高さの建築物)で、その敷地が緊急輸送道路等に接するもの
- (5) 耐震診断の結果、 I_s 値が0.6未満相当、もしくは I_w 値が1.0未満相当であること、または倒壊の危険性があると判断された建築物であること
- (6) 当該建築物(塀等含む)が建築基準法第42条の道路に突出していないものであること、または、突出建築物(塀等を含む)を除却する設計を行うものであること
- (7) 原則として、耐震性能評価を受けるものであること

■耐震改修促進法第6条第3項第2号に掲げる建築物



4 (助成対象者)

助成対象建築物の所有者

※共有の場合、共有者全員によって合意された代表者

※区分所有(分譲マンション)の場合、その管理組合または区分所有者の代表者

5 (助成金の額)

①【耐震補強設計費用】

- A 耐震補強設計に要する費用 (※消費税は助成対象外)
- B 助成対象建築物の対象面積部分に基準額を乗じたものの合計額

対象面積部分	基準額
1,000 m ² 以内の部分	5,000 円/m ²
1,000 m ² を超えて 2,000 m ² 以内の部分	3,500 円/m ²
2,000 m ² を超える部分	2,000 円/m ²

【助成金額】
A・Bのうち低い方の2/3の額

【限度額】
800万円

②【耐震補強工事費用】

- A 耐震補強工事に要する費用 (※消費税は助成対象外)
- B 次の分類毎の助成基準単価に延べ面積を乗じた額

分類		助成基準単価
住宅	一戸建ての住宅、長屋、共同住宅で、店舗等の用途を兼ねるもの(住宅の用途部分の床面積が延べ面積の半分以上のもの)も含む	<u>34,100 円/m²</u>
マンション	共同住宅のうち耐火建築物または準耐火建築物で、延べ面積が1,000 m ² 以上かつ地階を除く階数が原則3階以上のもの	<u>50,200 円/m²</u>
建築物	住宅以外の建築物	<u>51,200 円/m²</u>

【助成金額】
A・Bのうち低い方の2/3の額

【限度額】
8,000万円

③【建替え及び除却工事費用】

- A 建替え及び除却工事に要する費用 (※消費税は助成対象外)
- B 耐震補強工事に要する費用相当額 (※消費税は助成対象外)
- C ②のBにより算出した額
- D 次の式により算出した額

$$(0.6 - I_sX \text{ 値} + 0.6 - I_sY \text{ 値}) \times 51,000 \text{ 円/m}^2 \times \text{延べ面積 m}^2 \times 1.25$$
 - I_sX 値: 各階の X 方向の最低 I_s 値 (当該値が 0.6 を超える場合は 0.6)
 - I_sY 値: 各階の Y 方向の最低 I_s 値 (当該値が 0.6 を超える場合は 0.6)

【助成金額】
A～Dのうち最も低い額で、5,000 m²以内の部分は1/3の額、5,000 m²を超える部分は1/6の額の合計額

【限度額】
8,000万円

※建替えに係る限度額の算定における延べ面積については、当該工事前または工事後の延べ面積のどちらか小さいものを用いる。

※耐震補強工事に要する費用相当額は、耐震診断の結果、I_s値 0.6 以上に改善するために必要な工事金額を概算した額以内とする。